

「みらいを、みんなでSDGs 倉敷市・高梁川流域」ロゴマーク（以下、「ロゴマーク」という。）の使用に関し、遵守すべき事項を定めます。

## 1 ロゴマークの種類

### (1) カラー版

①



②



③



### (2) 白黒版

①



②



③



## 2 使用方法

- (1) 使用する場合、ロゴマーク使用規約（以下、「本規約」という。）の規定に従って適切に使用してください。
- (2) ロゴマークの著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に掲げる権利を含む。）は、全て倉敷市に帰属します。
- (3) 使用にあたっては、倉敷市企画経営室（以下、「事務局」という。）まで事前に届け出をお願いします。
- (4) 事前の届け出の際には、以下の事項を明記し、提出してください。
  - ①申請者の名称・所在地・代表者・担当者・連絡先（電話番号・メールアドレス）
  - ②使用目的
  - ③使用方法（具体的に記載のこと。使用方法が分かる図等があれば添付のこと。）
- (5) ロゴマークについて、意匠法（昭和34年法律第125号）に基づく意匠の登録、商標法（昭和34年法律第127号）に基づく商標の登録及び知的財産に関する一切の権利を設定または登録しないでください。

- (5) 本規約に反した使用は原則禁止です。本規約に反した使用，無許可で使用した場合は，ロゴマークの使用を差し止める場合があります。

### 3 利用者

以下の者は，倉敷市・高梁川流域におけるSDGsの普及啓発，広報，理解促進を目的とした場合に限り，ロゴマークを無償で使用することができます。

- (1) 新聞，テレビ，雑誌等報道関係機関
- (2) 「倉敷市・高梁川流域SDGsパートナー」会員
- (3) その他，事務局が特に必要と認めるもの

### 4 使用基準

ロゴマークの使用が次に掲げるいずれかに該当する場合は，使用を認めないものとします。

- (1) 倉敷市及び「倉敷市・高梁川流域SDGsパートナー」の信用を著しく損なう又は損なうおそれがある場合
- (2) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (3) 特定の政治，思想，宗教等の活動に利用されるおそれがある場合
- (4) ロゴマークを自己の商品として独占的に使用するおそれがある場合
- (5) 営利目的として使用されるおそれがある場合
- (6) その他，倉敷市が不適當と認めた場合

### 5. 使用規定

- (1) 形/大きさ

ロゴマークの大きさは任意としますが，縦横比を変更することはできません。

- (2) 色

ロゴマークの色を変更することはできません。ただし，刺繍による使用など，やむを得ない場合を除きます。

- (3) デザイン

縁取りなど，デザインの一部と見間違ふような要素を配置することはできません。

- (4) 分解

ロゴマークを分解し，デザインの要素を個別に利用することはできません。

- (5) 角度

ロゴマークを回転させて，任意の角度をつけて利用することはできません。必ず文字方向が水平となる角度で利用してください。

- (6) 他主体との組み合わせ

他主体のマークや文字，デザインと組み合わせるときは，ロゴマークと一体とならないようにし，「[主体名]はSDGs未来都市 倉敷を応援しています」との文言を黒色で記入してください。

※具体的な組み合わせデザインについては，事務局と協議のこと。